

第6次地域管理経営計画書

第6次国有林野施業実施計画書

(若狭森林計画区)

(第一次変更計画書)

計画期間 自 令和5年4月1日
至 令和10年3月31日
(変更年月 令和6年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画書〕

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(3) <u>森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項</u>	4
(4) 主要事業の実施に関する事項	5
(5) その他必要な事項	6
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	7
(4) その他必要な事項	7
3 林産物の供給に関する事項	7
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	7
4 国有林野の活用に関する事項	8
(1) 国有林野の活用の推進方針	8
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び <u>保全等</u> に関する事項	9
(1) <u>民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項</u>	9
(2) <u>公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針</u>	9
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	10
(1) 国民参加の森林に関する事項	10
(3) その他必要な事項	10
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	10
(3) 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	10

この用紙は間伐材を活用しております。

第6次地域管理経営計画書（若狭森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき、地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

令和5年12月策定の「国有林の管理経営に関する基本計画」を踏まえ、以下の点について計画事項の一部を変更します。

【項目に係る主な変更内容】

はじめに

- ・公益重視の管理経営を一層推進
- ・組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- ・花粉症対策の加速化
- ・30by30 目標の達成に向けた生物多様性の保全の推進
- ・地球温暖化対策として、成長の旺盛な森林の造成
- ・「新しい林業」の実現に向けた技術開発・実証と民有林への普及
- ・市町村の森林・林業行政に対する技術支援
- ・森林 GIS やドローン等を活用した業務の効率化
- ・複数年契約等を活用した林業事業者の育成
- ・「特に効率的な施業を推進する森林」の設定
- ・路網の強靱化・長寿命化
- ・国土強靱化基本計画を踏まえた治山対策の推進

3 林産物の供給に関する事項

- ・供給調整機能の円滑な発揮

4 国有林野の活用に関する事項

- ・国土保全等への配慮と地域の意向を踏まえた再生エネルギー発電事業への適切な対応

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- ・SNS を活用した情報発信

また、「多様な活動の森」の廃止及び「ふれあいの森」の設定を行ったことから、関係項目を変更します。

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされています。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要があります。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められています。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていきます。

本計画は、これらを踏まえ、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の皆様からの意見を頂いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにした、令和5年4月1日から令和10年3月31日までを計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民の皆様との理解と協力を得ながら、若狭森林計画区における国有林野の管理経営を行います。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

当森林管理局管内の国有林野は、奥地脊梁地帯から中山間、都市近郊にかけて広く所在しており、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしています。

国有林野の管理経営に当たっては、管理経営基本計画に即して、かつ、国有林の地域別の森林計画と調和して、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次表のとおり類型化し、それぞれの機能類型区分ごとに公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行います。

森林の取扱いについては、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等を通じて森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮します。

また、国有林野事業の持つ組織・技術力等を活用し、民有林への指導やサポート等を行うなど我が国の森林・林業施策全体の推進への貢献に努めます。

機能類型	対象とする国有林野
山地災害防止タイプ	災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止及び土壌保全機能、風害、霧害等の気象災害を防止する機能の発揮を第一とすべき国有林野
自然維持タイプ	生物多様性の保全を図る観点から、原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき国有林野
森林空間利用タイプ	国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき国有林野
快適環境形成タイプ	騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野
水源涵養タイプ	良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、上記のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野

災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を推進します。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備していくとともに、貴重な野生動植物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業に際しては適切に配慮します。

また、生物多様性国家戦略 2023-2030 に掲げられた 30by30 目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張等に適切に対応するとともに、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応します。

関連する主な施策として、モニタリング調査等を通じた保護林、緑の回廊等の適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林、里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の目的や現況に応じて適切に保全・整備し、森林生態系のネットワークの確保を図ります。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化対策として、間伐等の森林整備や積極的な木材利用、国民参加の森林づくりとともに、人工林資源の成熟に伴い主伐面積が増加する中で、将来にわたる二酸化炭素の森林吸収量を確保・強化するため、エリートツリー等の再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組みます。

関連する主な施策として、間伐等の森林整備、保安林の適切な保全管理、森林土木

工事等における間伐材の利用等を推進します。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握します。

関連する主な施策として、国有林モニターやホームページ等を活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等の把握に努めるとともに、国有林野事業の管理経営について国民の理解の促進を図ります。

④ 政策課題への対応

都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、国土の保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業施策全体の推進への貢献、森林環境教育や森林とのふれあいの場の提供等の国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の政策課題に対応していきます。

とりわけ、本計画区においては、災害からの流域の保全、地球温暖化防止、貴重な森林の保全、林産物の安定的な供給等、国有林野事業に対する地域の期待にこたえていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とします。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【人家等近郊】</p> <p>人家等保全対象に接近する山地災害の危険がある箇所について、治山施設の設置等の事業を実施します。</p> <p>また、住宅地等に近接する境界周辺の立木については、周囲に被害が生じることがないように適切な管理に努めます。</p> <p>【水源涵養機能の維持】</p> <p>水源涵養機能の維持を図るため、水源涵養タイプを対象に森林整備を実施します。</p>
共 生	<p>【ふれあい】</p> <p>学校等と連携した森林環境教育を実施します。</p> <p>【貴重な森林の保全・整備】</p> <p>保護林において継続的なモニタリングを行い保全措置を実施します。</p>
循 環	<p>【木材の供給】</p> <p>循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材を計画的に供給します。</p> <p>【森林資源の適切な整備】</p> <p>森林整備を計画的に実施するとともに、低コストで効率的な森林整備を行うための路網の整備を実施します。</p>

地球温暖化防止	育成林を対象に間伐等の森林整備を計画的に実施するとともに、人工林資源の成熟に伴い主伐面積が増加する中で、将来にわたる二酸化炭素の森林吸収量を確保・強化するため、 <u>エリートツリー等の再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組みます。</u>
---------	---

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととします。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進します。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち、自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを、「特に効率的な施業を推進する森林」として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を、民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めます。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進します。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組みます。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととします。

加えて、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進します。

② 林業事業者・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業者の育成に取り組めます。

あわせて、民有林の経営管理の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を

図るため、現地の状況を踏まえた上で、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努めます。また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮します。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組みます。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に取り組みます。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めます。

⑤ その他

その他の森林・林業施策全体の推進への貢献として、
エ 地域との連携強化のため住民等に対する情報提供や林業体験活動等として、教育機関、地元ボランティア、森林インストラクター等と連携した森林環境教育、NPO、ボランティア団体等の自主的な森林整備へのフィールドの提供や技術支援等に取り組みます。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 基本的な考え方

森林の整備に当たっては、機能類型区分毎に目標とする森林への誘導に必要な森林施業を的確に実施します。

主伐及び更新については、伐採適期を迎えた高齢級のスギ、ヒノキ人工林が年々増加する中、主伐の実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、主伐後の着実な再造林を推進します。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

また、近年、ニホンジカ等による造林木への被害が拡大していることから、必要に応じて、防護柵の設置などの被害対策を的確に実施します。

間伐や保育については、健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導を図るため、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意しながら、適切に実施します。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うため、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて、自然・社会的条件を考慮しつつ、計画的に整備します。

なお、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を

進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応します。

③ 事業実行上の留意事項

主要事業の実施に当たっては、労働災害が無く健康で明るく働けるよう、労働安全衛生の確保に努めます。

また、計画的な事業の発注、林業技術の普及、他産業と均衡のとれた労働条件の維持向上等に配慮し、林業事業体の育成・強化を図ります。

なお、事業実行に当たっては、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境や景観の保全等公益的機能の維持に十分配慮します。

さらに、森林GIS（地理情報システム）やドローン、レーザ計測等の現場業務での活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達など、職員が行う業務の効率化を推進します。

(5) その他必要な事項

治山事業は、民有林治山事業との有機的連携の下に、自然環境の保全への配慮や木材利用、コスト縮減等に努めながら、荒廃地の整備、災害復旧、保安林の整備等を計画的に実施します。

また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進します。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進します。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努めます。

加えて、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとします。

さらに、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、事業発注者として、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組むこととします。

本計画では、災害に強い安全な国土づくりとして、水源涵養機能の高度発揮、安全で良好な生活環境の保全・形成に対処するため、保安林及び治山施設の整備を計画します。

2 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) その他必要な事項

⑤ その他

地域住民、ボランティア、NPO等や環境行政との緊密な連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や外来種の侵入防止等に努めます。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の供給

木材の供給に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた現地に適した低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、素材（丸太）生産の生産性向上を図るとともに、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。

さらに、人工林資源の成熟に伴い主伐を推進することにより、木材供給量が増加することを踏まえ、国産材の利用が低位な分野での需要開拓やニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるとともに、伐採・搬出方法についても、路網、架線、高性能林業機械の組合せにより、林地保全に十分配慮した伐採搬出に努めます。

② 木材の販売

木材の販売に当たっては、事業の発注見通しを公表しつつ、民有林関係者、建築関係者、消費者ニーズの的確な把握に努め、需要動向を見極めつつ対応します。

また、素材の販売に当たっては、木材市場等を活用するとともに、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」に取り組むこととします。この際、公募・選定時の評価等を通じて、非住宅分野等の新たな需要の開拓にも貢献します。

さらにこれらの実績を活かし、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえた、より広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努めます。

このほか、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有している国有林野事業の特性を活かし、供給調整機能を発揮することとします。具体的には、地域における需要が減少した場合には立木販売の公告延期や搬出期間の延長等を実施する一方、需要が高まった場合には素材の早期生産・販売や立木販売物件の前倒し販売等を実施するなど、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握するなどの取組を推進します。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

① 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ、

- ・ 地域における産業の振興、
- ・ 住民の福祉の向上、
- ・ 都市と農山漁村の交流の促進

による地域社会の活性化に資するよう取り組みます。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図ります。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努めます。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱います。

② 公衆の保健のための活用の推進

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、広く国民に開かれた利用に供します。

「レクリエーションの森」のうち、松原風景林は、特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される森林として「日本美しい森お薦め国有林」に選定されており、管理運営協議会を中心に地域の関係者と協働・連携を図りつつ、森林景観を活かした地域の観光資源の創出に寄与するよう、外国人旅行者を含む観光客に向けた動画やSNSによる情報発信や環境整備に取り組みます。

また、「レクリエーションの森」と国立公園が重なる地域においては、環境省と連携し利便性の向上等の取組を推進します。

さらに、「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努めます。

なお、利用の動向及び見通しや地域関係者の意向・協力体制等から今後の利用が期待できない箇所については、廃止を含む見直しを行います。

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林整備協定を締結するとともに森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、民有林と協調を図りつつ計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組みます。

また、森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給体制構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組めます。

特に民有林との連携が期待できる地域では、国有林に隣接する民有林への接続も考慮した路網の線形及びアクセスポイントの検討を行います。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分に行われず、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の發揮している国土保全等の公益的機能の發揮に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合があります。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設と、これらの路網を活用した間伐等の施業を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとします。

また、公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林野の森林所有者等へも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での国有林野と一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとします。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

「国民参加の森林づくり」を推進するため、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国有林野の積極的な利用を推進します。

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア、NPO、企業等による自主的な森林づくり活動を支援するため、協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」の設定に努めます。

(単位：ha)

協定の種類	名 称	面積	位置 (国有林・林小班)
ふれあいの森	気比の松原ふれあいの森	29	松原 171 い～に
	松原公園散策の森	28	松原 171 い～に

(3) その他必要な事項

② 森林の整備・保全等への国民参加

地方公共団体、教育機関、企業等からの要請やニーズに対応するため、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりを推進します。

具体的には、伝統文化等の継承に貢献する森林づくり活動、企業による社会貢献活動の一環として行う森林整備活動、特定の森林・登山道の管理等の象徴的な活動を支援するため、協定を締結して活動のフィールドを提供する「木の文化を支える森」、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」の設定に努めます。

また、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報提供、国民からの相談への対応など、国民参加の森林づくりに関する相談窓口の活性化に努めます。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(3) 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報発信

開かれた「国民の森林」としての管理経営を推進するため、国民に対する情報公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発活動を推進します。

具体的には、国有林野事業の実施に関する情報提供や地域で開催される自然教育活動等への協力、ホームページや広報誌、SNSによる情報発信に努めます。

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

3	特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積	1
8	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び 保全等に関する事項	1
	(1) 森林共同施業団地の名称及び区域	1
	(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域	1
9	その他必要な事項	1
	(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献	1
別表	特に効率的な施業を推進する森林の区域	2

第6次国有林野施業実施計画（若狭森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）の一部改正による変更に伴い、「特に効率的な施業を推進する森林の所在及び面積」を項目追加し、一部計画書を変更します。

また、「多様な活動の森」の廃止及び「ふれあいの森」の設定を行ったことから、関係項目を変更します。

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積は別表のとおりです。(地域管理経営計画の1の(3))

8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

9 その他必要な事項

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

フィールドの提供や文化財保全への貢献を目的として設定する対象地は次のとおりです。

対象地(国有林・林小班)	設定の目的	備 考
松原 171 い～に	ふれあいの森	名 称：気比の松原ふれあいの森 相手方：気比の松原 100 年構想推進連絡協議会 設定面積：28.52ha
松原 171 い～に	ふれあいの森	名 称：松原公園散策の森 相手方：敦賀市 設定面積：28.10ha
黒河山 151 へ	法人の森林	設定年度：平成 13 年度 設定面積：3.49ha

別表 特に効率的な施業を推進する森林の区域

1 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

(単位：ha)

所在地(国有林・林小班)	面積
一ツ谷 <u>101い、105る2、106へ、そ2、107に、と、 211ほ、へ、ち、か、た、ね</u>	263
黒河山 <u>116り1、り2、118へ1、り、119い、と、120へ1、と、 121い、へ、ち、124ろ、は、127い1、128は1、129と、130に、 131ち、り、136は、に1、と、137い1、へ、 138ろ、ほ、り、か、よ1、139い～は、ぬ、140ほ1、ほ3、 141ち～ぬ2、ぬ4、142は、に、り～る、143に、ほ、ち1、ち2、 144い、148と、149ほ、151へ、153り、155と</u>	
池河内 <u>216と2～と4、217は1、る</u>	
野鹿谷 <u>229へ、230わ</u>	
小河 <u>289と～り、わ</u>	